

「学校運営協議会」について

近年の急激な社会変化に伴い、学校と地域を取り巻く課題は、より複雑化、多様化しています。

そうした状況の中、学校はもちろん、地域住民や保護者のみなさま一人一人が、地域にお住まいの子どもたちの教育に関する当事者となり、地域ぐるみでその教育が進められることが、「よりよい学校づくり」のみならず、「よりよい地域づくり」にとっても非常に大切であると考えています。

このような趣旨に基づき、「地域とともにある学校づくり」と「学校を核とした地域づくり」を進め、「社会に開かれた教育課程」※の実現のために、神戸市では小・中学校に「学校運営協議会」の設置を進め、「コミュニティ・スクール」を推進しています。

みなさまの温かいご支援・ご協力をよろしくお願いいたします。

※学校と社会が連携・協働して、子どもたちが社会や世界とつながり、自らの人生を切り拓いていく力を育む教育課程



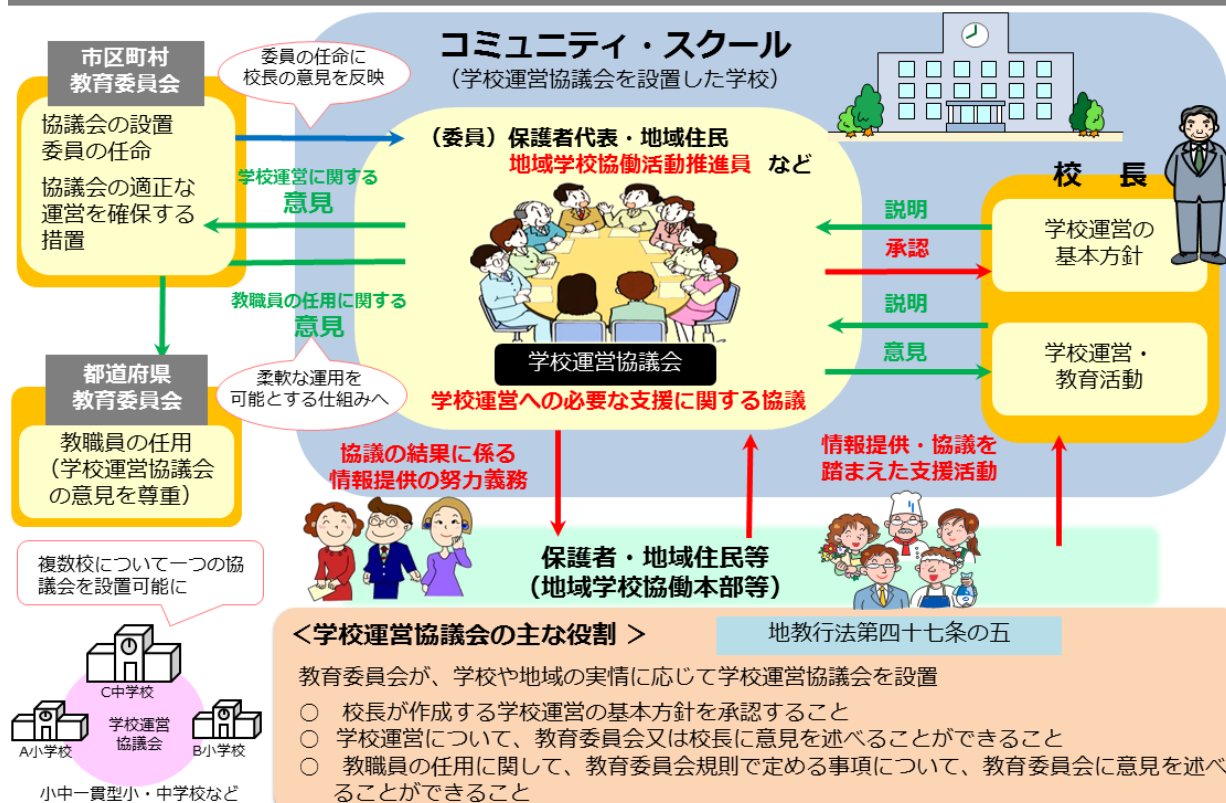
コミュニティ・スクール

保護者や地域住民等が一定の権限と責任をもって学校運営に参加することで、学校が、「育たい子供像や目指すべき教育のビジョン」を保護者や地域と共有し、目標の実現に向けてともに協働していく仕組みであり、国は、「学校運営協議会」を設置した学校を「コミュニティ・スクール」と呼んでいます。

学校運営協議会

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づいて、学校と地域が一体となって学校づくりを進めるために、教育委員会が設置します。※神戸市立の全ての小中学校で設置されています。

コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の仕組み



学校運営協議会の委員について

- 保護者や地域住民、学校の運営に資する活動を行う方などの中から神戸市教育委員会が任命します。
- 非常勤の特別職公務員です。(守秘義務があります)
- 任期は、任命した年度の年度末までです。
- 継続による再任命は、従前の学校評議員の任期を含め、同一校において10年です。

学校運営協議会の役割

「学校運営」及び「学校運営への必要な支援」に関して協議します。

- 育てたい子ども像や学校運営のビジョンを共有し、学校運営の基本方針の承認(方針の承認)を行います。
 - 学校の状況を理解いただき、学校運営や教育活動に対する意見をいただきます。
 - 地域住民や保護者のみなさま等と学校との協働した教育活動(地域学校協働活動)※の推進を図ります。
 - 学校評価(学校運営の評価)を行います。
 - 必要が生じた場合、学校運営協議会の総意として意見を述べること(意見の申出)ができます。
- ① 神戸市教育委員会又は学校に、学校運営に関する意見
 - ② 神戸市教育委員会に、職員の任用に関する意見
(特定の個人に関するものを除きます)

※地域と学校の協働活動

学校・地域が育みたい子ども像・ビジョンに沿って、地域(住民、企業・NPO、高校・大学等)や保護者のみなさまなど幅広く参画いただき、子どもたちの学びや成長を支えるさまざまな活動です。

《主に小・中学校で行われている活動例》

- ① 登下校時の見守り、校門等でのあいさつ運動
- ② 放課後等の学習の支援、調理・裁縫・習字などの実習補助、本の読み聞かせ、昔の遊び・暮らしの伝承
- ③ 特に配慮が必要な子どもたちの学習補助や見守り
- ④ 校庭花壇や図書室の環境の整備、学校・学校周辺の清掃
- ⑤ 学校行事の準備・受付・片付けの手伝い
- ⑥ 子どもたちの参加する地域の祭り・イベント、クリーン作戦 など

